



2017年7月27日

各 位

会 社 名 イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河原 健次
(コード番号 8570 東証第一部)
問合せ先 取締役 経営管理担当 若林 秀樹
(TEL 03-5281-2057)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関する追加の補足事項について

2017年6月27日に発表しました「第10回株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権発行について」および「第11回株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権発行（割当）について」ならびに2017年7月21日に発表しました「ストックオプション（新株予約権）の付与に関する補足事項について」に関して、後日開示することとしておりました事項について、下記のとおりお知らせいたします。

（補足事項）

支配株主との取引等に関する事項

（2）少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

「第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」（以下「第10回S0」といいます。）の割当て及び「第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」（以下「第11回S0」といい、第10回S0とあわせて「本件新株予約権」といいます。）の発行については、支配株主であるイオン株式会社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である鈴木克昌（弁護士）から2017年7月27日付で概ね以下の理由により少数株主にとって不利益なものでないことの見解を得ております。

- ①本件新株予約権は、取締役に対する報酬として発行されること及びその発行は取締役の業績貢献への意欲を高め、当社の企業価値を向上させることを目的としていること等を勘案すると、第10回S0の割当て及び第11回S0の発行を行う必要性が認められる。
- ②以下の事情により、第10回S0の割当て及び第11回S0の発行を行う相当性が認められる。
 - (a) 第10回S0の発行及び割当て並びに第11回S0の発行は、当社の株主総会において決定された報酬決議の限度枠内で行われているものであり、かつ、法令及び当社の社内規則に従ったものである。第11回S0の割当てに関しては、当社の株主総会において決定された報酬決議の限度枠内で行うこと並びに法令及び当社の社内規則に従うことが予定されている。
 - (b) 本件新株予約権は、取締役の業績貢献への意欲を高め、当社の企業価値を向上させるという本件新株予約権の目的に即した商品設計となっている。
 - (c) 本件新株予約権の発行価額はいずれもその公正価値である。
 - (d) 本件新株予約権の一切が行使されたとしても、その希釈化の程度は限定的であり、また当該行使により交付される株式が売却された場合にも当社普通株式の株価に重大な影響を及ぼすことは予測されない。
 - (e) 第10回S0及び第11回S0が依るところの当社の株式報酬型ストックオプション制度は、他社において見られる類似の制度における一般的な内容及び条件から逸脱するものでない。

以 上